

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人興南アジア国際奨学財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）、第27条（役員に対する報酬等）、第35条（相談役）及び第36条（選考委員会）の規定に基づき、この法人の役員、評議員、相談役及び選考委員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、定款第21条第2項に基づき置かれる理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 相談役とは、定款第35条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 選考委員とは、定款第36条に基づき置かれる者をいう。
- (6) この規程において、(1)～(5)までの者を「役員等」という。
- (7) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の決定)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会、評議員会、又は留学生交流会への出席の対価として、1人1回につき1万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、監事が行う監査業務及びこれに準ずる業務に対する報酬として、一人につき業務一回当たり2万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。
3. この法人の選考委員には、職務の執行として選考委員会へ出席した場合には、1人1回につき1万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

(常務理事の報酬等)

第4条 常務理事の報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職務執行の対価として、月額報酬とし、毎事業年度開始前に理事長が立案し、理事会で決定する。ただし、その年間総額は240万円以内（通勤手当を含む。）とする。

- (2) 常務理事の報酬の計算期間は、前月 21 日から当月 20 日までの 1 箇月とし、当月 27 日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、その前営業日とする。
- (3) この法人は、常務理事に対し賞与を支給することができる。賞与支給額は、原則として年 2 回とし、毎事業年度開始前に理事長が立案し、理事会で決定する。ただし、その年間総額は 80 万円以内とする。
- (4) 賞与の支給対象期間は、夏期賞与は前年 10 月 1 日から当年の 3 月 31 日まで、冬期賞与は当年の 4 月 1 日から当年の 9 月 30 日までとする。在任期間が 6 ヶ月未満の場合には、6 ヶ月に対する在任期間の割合に応じて支給する。
- (5) 賞与の支給対象資格を有するものは、支給日に在籍する者とする。
- (6) 常務理事には、退職慰労金を支給することができる。支給額は、別に定める役員退職慰労金支給規程で定める。
- (7) 新たに常務理事に就任した時は、その日から報酬を支給する。
- (8) 常務理事が退任した時は、その日まで報酬を支給する。
- (9) 常務理事が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(費用)

- 第 5 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当って負担した費用について、その実費相当額を支払うものとする。
2. 常務理事に対しては、その通勤の実態に応じ、別表 1 により通勤手当を支給することができる。ただし、その金額は、第 4 条(1)に規定する年間総額に含むものとする。

(報酬の支給日)

- 第 6 条 常務理事の報酬は、第 4 条(2)により支給する。
2. 非常勤役員、評議員、相談役及び選考委員への会議出席に係る報酬は、会議の開催日の属する月の翌月 10 日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
 3. 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月 10 日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 役員等の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。
2. 前項の支給額は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

(改 廢)

第8条 この規程の改廢は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程に定めのない事項、及び、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人興南アジア国際奨学財団の設立登記の日から施行する。

(別表1) 通勤手当支給基準

1. 勤務地より通勤順路距離片道2 km以上の居住地から通勤するものに対しては、交通機関利用者と交通用具使用者(自動車・単車・自転車)を区分し、通勤手当を次の通り支給する。

(1) 交通機関利用者

1ヶ月18,000円を限度として実費(定期券相当額)を支給する。

(2) 交通用具使用者

通勤順路距離(片道)に応じて定めた額

通勤距離	手当額	通勤距離	手当額
2 km以上 3 km未満	月額 2,500 円	14 km以上 16 km未満	月額 11,000 円
3 " 4 "	月額 3,200 円	16 " 18 "	月額 12,000 円
4 " 5 "	月額 3,900 円	18 " 20 "	月額 13,000 円
5 " 6 "	月額 4,600 円	20 " 22 "	月額 14,000 円
6 " 7 "	月額 5,300 円	22 " 24 "	月額 14,800 円
7 " 8 "	月額 6,000 円	24 " 26 "	月額 15,600 円
8 " 9 "	月額 6,700 円	26 " 28 "	月額 16,400 円
9 " 10 "	月額 7,400 円	28 " 30 "	月額 17,200 円
10 " 12 "	月額 8,600 円	030 km以上	月額 18,000 円
12 " 14 "	月額 9,800 円		

2. 首都圏等通勤距離の遠いところの通勤手当は夫々の実情に応じて支給する。

3. 通勤順路および交通機関の利用方法が二通り以上ある場合は、原則としてその何れかのうち最低経費のものとする。